

江東区議会政治倫理に関する検討会記録

1 日 時 令和6年11月25日(月)
午前11時30分 開会 午前11時41分 閉会

2 場 所 委員会室

3 出席者

(1) 議 員 () は欠席

◎ 山本香代子(議長)	○ 小嶋和芳(副議長)
二瓶文隆	まにわ尚之
川北直人	赤羽目たみお
石川邦夫	徳永雅博

(2) 事務局職員

事務局 長	岩瀬亮太	事務局 次長	栗原真一郎
庶務 係 長	藤田京子	議事 係 長	田村雅恵
調査 係 長	若林克彦	庶務 係 員	水野麻里子
議事 主 査	志津友樹	調査 係 員	金子泰郎
調査 係 員	遠藤愛梨		

(3) その他の出席者

外部有識者 (弁護士)	増田 亨	外部有識者 (公認会計士)	中山由紀
----------------	------	------------------	------

4 議題等

(1) 議 題

- ① 江東区議会議員政治倫理条例(案)について…………… 1
- ② その他…………… 5

5 会議内容

別紙のとおり

6 提出資料等

- ・資料1 江東区議会議員政治倫理条例（案）
- ・資料2 江東区議会議員政治倫理条例施行規程（案）

午前11時30分 開会

◎開会の宣告

○山本香代子会長 それでは、ただいまから、第5回政治倫理に関する検討会を開会いたします。

本日の検討会には、お忙しい中、外部有識者として増田弁護士と中山公認会計士の御出席をいただいております。御紹介をいたします。弁護士の増田亨さんです。

○増田亨弁護士 増田でございます。よろしくお願いいたします。

○山本香代子会長 よろしくお願ひします。

公認会計士の中山由紀さんです。

○中山由紀公認会計士 よろしくお願ひいたします。

○山本香代子会長 お願いします。本日、お二人には江東区議会議員政治倫理条例案について、御意見を頂戴したいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、議題に入ります。

◎議題1 江東区議会議員政治倫理条例（案）について

○山本香代子会長 議題1「江東区議会議員政治倫理条例（案）について」。

これまでの検討経過を含めた条例案の内容について、事務局より説明願ひます。

○事務局次長 それでは、これまでの検討経過や条例案について御説明いたします。最初に検討経過でございます。

本検討会の設置に当たっては、令和4年度の汚職防止対策等検討会を踏まえて本検討会を立ち上げることになりました。昨年度は計7回、今年度においては本日を含めると計5回の協議を重ねており、資料1にありますとおり、江東区議会議員政治倫理条例案をまとめたところでございます。

条例案の中身でございます。資料1を御覧ください。

最初に、第1条は、政治倫理条例の目的を規定するものでございます。

次に、第2条の議会の役割は、議会が果たす役割について規定するものでございます。

次に、第3条の議員の責務は、議員が区民との信頼関係のため果たすべき責務を規

定しております。

次に、第4条の区民の役割は、政治倫理の確立には、区民の理解と協力が不可欠であるため、区民の役割を規定するものでございます。

次に、第5条の政治倫理基準は、本条例の骨格となる部分であり、議員が遵守すべき行動規範を規定するものでございます。

以下、(1)は、信用失墜行為を禁止する規定となっており、区政や議会運営に著しく影響を与え、区民の信用・信頼を失墜させる行為を行わないことを規定するものでございます。

(2)は、契約における不正な働きかけを禁止するもので、区が行う契約等、もしくは指定管理者の指定に関し、権限または地位の影響力を不正に行使し、特定の個人や企業等に有利・不利な取り計らいをしないことを規定するものでございます。

(3)は、不当な影響力行使を禁止するもので、区職員等に議員の権限や地位を利用し、公正な職務執行を妨げ、または、職権を不正に行使するよう働きかけることをしないことを規定するものでございます。

(4)は、地位を利用した金品の授受等を禁止するもので、権限や地位を利用して、職務の公正を疑われるような金品の授受をしないことを規定するものでございます。

(5)は、人権侵害のおそれのある行為を禁止するもので、人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないことを規定するものでございます。

(6)は、報告会やSNS等により、誹謗中傷の発言をするなど、他人の名誉を毀損し、人格を損なう行為を禁止することを規定するものでございます。

次に、第6条の兼業の報告義務は、各議員に兼業等の実態について報告させることにより、不正を抑止するために規定するものでございます。

次に、第7条の請負の報告義務は、議員個人や議員が役員等の法人等について区に対する請負がある場合は、議長に対し、報告書を提出しなければならないことを規定するものでございます。

次に、第8条の報告書等の閲覧は、先ほど説明した兼業報告書及び請負状況等報告書の閲覧について規定するものでございます。

次に、第9条の調査請求については、政治倫理基準に違反する疑いがある場合など、

区民または議員が議長に対して調査を請求することができるよう規定するものでございます。

次に、第10条の政治倫理審査特別委員会の設置等は、住民または議員からの調査請求がある場合に調査や審査を行う特別委員会を設置するために規定するものでございます。

なお、3行目の政治倫理審査特別委員会という委員会の名称ですが、前回の検討会資料では、江東区政治倫理審査特別委員会としておりましたが、協議の上、「江東区」を削除することで決定しておりますので、削除しております。

次に、第11条の委員会の審査は、住民または議員からの調査請求がある場合に、設置した委員会で調査や審査を行うため規定するものでございます。

次に、第12条の議会の措置は、議員に政治倫理基準に違反があると認めた場合の措置について規定するものでございます。なお、具体的な措置の内容については、規程に明記しております。

次に、第13条は、結果の通知及び公表についてで、審査結果の送付や公表について規定するものでございます。

最後に、第14条は委任として、この条例の施行に関して必要な事項は、議長が別に定めると規定しております。

条例案の説明については、以上でございます。

続きまして、資料2につきましては、政治倫理条例施行規程案として、本条例を施行するために必要な手続きや様々な様式等を定めたものでございます。

なお、施行規程案2ページ目、第7条の措置の項目は、政治倫理違反行為に対する措置を定めるものでございます。前回の検討会資料では、「議場における謝罪文の朗読」という項目も設けておりましたが、本項目については、前回の検討会で不要と決定しておりますので、措置といたしましては、記載の4項目としてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○山本香代子会長 ただいま事務局より説明いたしましたとおり、この間、条例の制定に当たり、慎重かつ丁寧に議論を重ねてまいりました。

これより、増田弁護士及び中山公認会計士より御意見を頂戴したいと思います。

その前に、お二人より何か不明な点や、事前に確認したい点はございますでしょうか。
よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長　それでは、江東区議会議員政治倫理条例案について、お二人から御意見を伺いたいと思います。

まず初めに、増田弁護士から御意見をお願いいたします。

○増田亨弁護士　弁護士の増田でございます。

条例案につきましては、何度も何度も読ませていただきまして、失礼ながら、大変よくできているというふうに私は感心しました。

これについて、特に加除訂正をすべき点についてはないという結論となりましたので、その旨、御報告申し上げます。

○山本香代子会長　増田弁護士、ありがとうございます。

続きまして、中山公認会計士から、御意見をお願いいたします。

○中山由紀公認会計士　江東区議会議員政治倫理条例案がまとまったとのことで、内容を拝見いたしました。

現職議員の逮捕に端を発し条例制定に至ったものでありますが、政治倫理基準が明確に示され、兼業、請負の報告義務、調査請求などの制度が導入されることとなり、内容については十分なものと考えております。

一方で、議員が逮捕されたのがおとし7月であり、汚職防止対策等検討会が設置され、倫理条例の制定を目指すことは早々に方向性としてあったと思います。その後、政治倫理に関する検討会が設置され、現在に至りますが、スピード感に欠けた印象は否めません。選挙などがあり、集中して審議することが困難な状況があったとは思いますが、議員の信頼を失墜させる大きな出来事だったことから考えて、もっとスピード感を持って進めるべき案件だったのではないかと思います。

また、今後、最も重要なことは、政治倫理基準など、条例として制定されたことを遵守するということです。条例を制定して終わりではありません。議員一人一人が条例の目的にあるとおり、区民全体の奉仕者として、人格、倫理の向上に努め、不正を働くことのないようにしていくことが重要と考えています。それは個人の倫理観によ

るところも大きいですが、議会や会派に不正は許さないという風土が醸成されることも重要だと思っています。

おととしの事件の後に新たに議員になられた方もいらっしゃると思います。条例の制定を機に、議員個人の意識向上だけでなく、いま一度、議会、会派全体として風土の醸成に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○山本香代子会長 中山公認会計士、ありがとうございました。

ただいま、お二人から大変貴重な御意見をいただきました。今回の御意見に関しまして、委員の皆さんより、何かお二人にお聞きしたい点はありますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 これまで条例制定に向け議論を重ねてまいりました。慎重かつ丁寧に検討を重ねた結果、今日に至ったものでございますが、御意見がありましたとおり、今後、議会改革を進めるに当たっては、より一層、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

また、条例案について、お二人より一定の評価がいただけたこと、大変ありがたく感じております。今後、区民意見募集も予定しておりますので、本日、お二人からいただいた御意見を踏まえ、引き続き、条例制定に向けた検討を進めてまいります。

また、条例を制定して終わりではなく、議員一人一人が常に倫理意識を持ち、区政に携われるよう、区議会として取り組んでまいります。

改めて、お二人には、貴重な御意見をいただきましたこと、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

◎議題2 その他

○山本香代子会長 次に、議題2「その他」でございます。何か皆さんからありますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 では、以上で本件を終了いたします。

それでは、本日の検討会を終了いたします。増田弁護士、そして中山公認会計士、本日はお忙しい中、検討会に御出席いただき、まことにありがとうございました。

なお、次回の検討会では、区民意見募集に関する内容について協議いたします。12月20日金曜日の11時からの開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれで終了いたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

午前11時41分 閉会